豊明市 農 業 委 員 会 委 員 募集要領 農地利用最適化推進委員 募集要領

現在の農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日で満了となりますので、下記のとおり新しい委員を募集します。

募集期間:令和7年12月22日(月)から令和8年1月23日(金)まで

受付時間:午前8時30分~午後5時00分

(年末年始(12月27日~1月4日)・土・日・祝日を除く)

1. 募集内容

	農業委員会委員	農地利用最適化推進委員	
募集人数	1 1人	6人	
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19 日(3年間)	豊明市農業委員会が委嘱する日(令和8年7月21日予定)から令和11年7月19日	
主な任務	○毎月20日頃、午後に開催の農業委員会総	○毎月20日頃、午後に開催の農業委員会総	
	会にかかる現地確認並びに議案審議等	会にかかる現地確認並びに担当地域におけ	
		る意見陳述	
		○農業委員会総会後に開催の農地利用最適化	
		打合せ会(年6回程度)への出席	
	○遊休農地の発生防止と解消等のため、日々の農地パトロール		
	○農業一般に関する調査、指導、相談対応		
	○農業への新規参入の促進		
	○その他農業委員会が必要とする業務(研修会等への参加など)		
身分	両委員とも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員です。		
	秘密保持の義務がありますので、委員の職務上知り得た情報は、在職中だけでなく		
	退任後も漏らすことができません。		
報酬	月額20,600円	月額20,600円	
	※会長:月額23,600円		
	※職務代理者:月額21,600円		
	※遊休農地の調査のため、日々の農地パトロ (参考:令和6年度一人当たり平均20万円/	ロール等の活動実績に応じた加算額あり。 /年。この金額は年度によって変動します。)	

2. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 法令等上兼職が禁止されている職に就いていない方
- (2) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- (3) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者でない方
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者でない方
- (注) 同時に同じ方が農業委員会委員と農地利用最適化推進委員を応募することや、推 薦を受けることはできますが、委員を兼任することは出来ません。

3. 推薦・応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を全て記入、押印のうえ添付書類を合わせて提出してください。 なお、提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご承知おきください。

(1) 提出書類

	農業委員会委員	農地利用最適化推進委員	
日本学が推薦する担合	農業委員会委員候補者	農地利用最適化推進委員候補者	
団体等が推薦する場合	推薦書(様式第1号)	推薦書(様式第1号)	
自ら応募する場合	農業委員会委員候補者	農地利用最適化推進委員候補者	
日の心券りる場口	応募申込書(様式第2号)	応募申込書(様式第2号)	
	本籍地の市町村(市民課、住民課等)が発行する候補者の身分証明書		
添付書類	農業委員会が発行する候補者の農家基本台帳		
	質問事項 (候補者が自らご記入ください)		

※ 様式等につきましては、市役所ホームページからもダウンロードできます。

(2) 提出方法

提出書類は郵送(令和8年1月23日(金)必着)又は持参により募集期間内 (令和7年12月22日(月)~令和8年1月23日(金))に豊明市役所農業 政策課まで提出してください。

(3) 募集時の公表について

募集期間の中間及び期間終了後に、市役所ホームページにおいて、農業委員会等に関する法律第9条第2項及び第19条第2項の規定に基づき、提出のあった推薦及び募集に係る書類の内容をもとに推薦する者、推薦を受ける者及び応募者の状況等を公表しますので、あらかじめご承知おきください。

※ 法律等の規定により推薦書又は応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、 全て公表となります。

(4) 個人情報の取扱いについて

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するととも に、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

4. 委員候補者の選考方法等

(1) 選考方法

推薦若しくは応募による候補者の総数が募集人数の定数を超えた場合又は市長若しく は農業委員会が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選考しま す。

なお、申込書等に記入された内容について確認するため、必要に応じて問合せさせて いただく場合があります。

(2) 候補者の結果通知

令和8年3月頃に推薦する者、推薦を受ける者及び応募者の全員へ文書にて通知します。

5. 問合せ先

 $\mp 470 - 1195$

豊明市新田町子持松1番地1

豊明市役所 経済建設部農業政策課(農業委員会事務局)

電 話 0562(92)8312

FAX 0562 (92) 1141

 $\forall -\nu$ nosei@city.toyoake.lg.jp